

屋外広告業の登録制度と 申請の手引き

令和7年8月版

豊橋市 都市計画部 都市計画課

目 次

- ◆ 1 屋外広告業の登録制度の概要 P 3
- ◆ 2 屋外広告業の登録に係る手続き P 5
- ◆ 3 特例屋外広告業の届出に係る手続き P 1 1

◆ 1 屋外広告業の登録制度の概要

1 屋外広告業とは

- 屋外広告物の表示や掲出物件の設置を行う営業のことで、具体的には施工業者が該当します。
- 元請け又は下請けといった立場の形態の如何は問いません。
- 屋外広告物の表示又は掲出物件の設置に関する工事を行わない広告代理業、看板製作業は、屋外広告業に該当しません。

2 屋外広告業の【登録制度】について

- 豊橋市内で屋外広告業を営む場合は、豊橋市に登録申請を行い、登録を受ける必要があります。
- 豊橋市内に営業所をもたない者であっても、市内で屋外広告物の表示又は掲出物件の設置の工事を行う場合は、登録が必要です。
- 登録の有効期間は5年間で、引き続き屋外広告業を営む場合は更新の登録が必要です。
- 屋外広告業者は、営業所ごとに次に掲げる者のうちから業務主任者を選任する必要があります。
 - ・ 屋外広告士
 - ・ 都道府県、指定都市及び中核市が開催する講習会の修了者
 - ・ 職業の能力開発促進法に基づく広告美術仕上げに係る職業訓練指導員の免許所持者、技術検定試験の合格者又は職業訓練課程の修了者
- 業務主任者は、次の業務を総括する必要があります。
 - ・ 広告物に係る法令等の遵守
 - ・ 工事の適正な施工と安全の確保
 - ・ 帳簿の記録
 - ・ 営業所の業務の適正な実施

3 特例屋外広告業の届出制度【みなし登録制度】について

- 愛知県で屋外広告業の登録を受けた者を、豊橋市への届出により、登録を受けた者とみなす制度です。
- 愛知県の登録の有効期間内が届出の有効期間となります。引き続き豊橋市内で屋外広告業を営む場合は、豊橋市に更新の届出が必要です。

◆ 屋外広告業の【登録制度】と【みなし登録制度】の概要

種 類	豊橋市の屋外広告業の登録者 【登録制度】	豊橋市の特例屋外広告業の届出者 【みなし登録制度】
営業範囲	豊橋市内でのみ営業	豊橋市以外の愛知県内 (名古屋市、豊田市、岡崎市、 一宮市を除く)でも営業
手続き	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; background-color: #8B4513; color: white; padding: 10px; text-align: center;"> <p>豊橋市へ屋外広告業の登録 (手数料：11,000円) ※手続きはP5～参照</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; background-color: #D3D3D3; padding: 10px; text-align: center;"> <p>愛知県へ屋外広告業の登録 (手数料：11,000円)</p> </div> <div style="text-align: center; margin: 5px 0;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; background-color: #008080; color: white; padding: 10px; text-align: center;"> <p>豊橋市へ特例屋外広告業の届出 (手数料：不要) ※手続きはP11～参照</p> </div>
注 意		<p>※ 名古屋市で営業する場合は、名古屋市への登録が必要です。</p> <p>※ 豊田市、岡崎市、一宮市で営業する場合は、各都市へ特例屋外広告業の届出が必要です。</p>

◆ 2 屋外広告業の登録に係る手続き

1 登録の申請（新規・更新）

- 提出書類：豊橋市へ屋外広告業の登録を行う場合は、下表の書類を提出
- 部 数：1部（副本の返却を希望される場合はコピーを1部追加）
- 申請方法：郵送、都市計画課窓口への提出のいずれか
- 手数料：11,000円（申請書確認後に市が送付する納付書で指定金融機関に納付）

書 類		申請者の区分		
		法人	個人	未成年
○ 登録申請書（様式第16）	※ 記入例P8参照	●	●	●
○ 誓約書（様式第17）	※ 記入例P9参照	●	●	●
○ 登記事項証明書（注）		●	-	-
○ 住民票の抄本又は 外国人登録原票の写し（注）	申請者	-	●	●
	法定代理人	-	-	●
	役員	-	-	-
	業務主任者	●	●	●
○ 略歴書（様式第18） ※ 記入例P10参照	申請者	-	●	●
	法定代理人	-	-	●
	役員	●	-	-
	業務主任者	-	-	-
○ 業務主任者の資格を証する書面（次のいずれかのコピー） ・屋外広告士登録証又は合格証 ・屋外広告物講習会修了証 ・公共職業訓練又は認定職業訓練修了証、職業訓練指導員免許証、技能検定合格証（いずれも広告美術科又は広告美術仕上げに係るものに限る）		●	●	●
○ 屋外広告業登録済証（※更新時のみ、コピー可）		●	●	●

- ※ 凡 例 …… ●：提出必要書類 -：提出不要書類
- ※ 登録申請者が民法第6条の規定により営業を許された未成年者である場合は、登記（商法第5条、商業登記法第43条による。）を確認します。
- ※（注）の書面は、申請日前3月以内に発行されたものに限る。コピーは不可。

2 登録事項の変更の申請

- 提出書類：登録事項に変更があった場合は、変更の日から30日以内に下表の書類を提出
- 部 数：1部（副本の返却を希望される場合はコピーを1部追加）
- 申請方法：郵送、都市計画課窓口への提出のいずれか
- 手数料：不要

書 類	備 考
○ 屋外広告業登録事項変更届出書 (様式第20)	

◆ 添付書類

変更事項		必要添付書類
法人申請者	名 称 住 所	○ 登記事項証明書 (注)
個人申請者	氏 名 (改姓)、 住 所	○ 住民票の抄本又は外国人登録原票の写し (注)
営 業 所	新設、廃止	○ 登記事項証明書 (登記の変更があった場合に限る)
	既設営業所の 名称、所在地	
法人の役員	交 替	○ 誓約書 (誓約するのは法人の代表者) ○ 登記事項証明書 ○ 略歴書 (新役員分のみ提出)
	氏 名 (改姓)	○ 登記事項証明書
未成年者である 申請者の 法定代理人	交 替	○ 誓約書 (誓約するのは未成年者) ○ 住民票の抄本又は外国人登録原票の写し (注) ○ 略歴書 (新法定代理人分のみ提出)
	氏 名 (改姓)、 住 所	○ 住民票の抄本又は外国人登録原票の写し (注)
業務主任者	交 替	○ 業務主任者の資格を証する書面 (次のいずれかのコピー) ・ 屋外広告士登録証又は合格証 ・ 屋外広告物講習会修了証 ・ 公共職業訓練又は認定職業訓練修了証、職業訓練指導員免許証、技能検定合格証 (いずれも広告美術科又は広告美術士に於て係るものに限る) ○ 住民票の抄本又は外国人登録原票の写し (注)
	氏 名 (改姓)	○ 住民票の抄本又は外国人登録原票の写し (注)

※ (注) の書面は、申請日前3月以内に発行されたものに限る。コピーは不可。

3 廃業等の届出

- 提出書類：屋外広告業の廃業等をする場合は、廃業等の日（死亡のときは、その事実を知った日）から30日以内に下表の書類を提出
- 部 数：1部（副本の返却を希望される場合はコピーを1部追加）
- 申請方法：郵送、都市計画課窓口への提出のいずれか
- 手数料：不要

書 類	備 考
○ 屋外広告業廃業等届出書（様式第21）	

◆ 届出義務者

廃 業 等 の 内 容	届 出 義 務 者
市内において屋外広告業を廃止したとき	屋外広告業者であった者
死亡したとき	その相続人
法人が合併により消滅したとき	その法人を代表する役員であった者
法人について破産手続開始の決定があったとき	その破産管財人
法人が合併又は破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき	その清算人

4 記入例

様式第16（第21条関係）

（表）

屋外広告業登録申請書

申請書の提出日
を記入

令和 7年 8月 1日

豊橋市長 様

申請者 住 所 〒440-8501
 (所在地) 豊橋市〇〇町〇番地
 氏 名 今橋広告株式会社
 (名称及び代表者氏名) 代表取締役 豊橋太郎
 電 話 (0532) 〇〇—〇〇〇〇

豊橋市屋外広告物条例第24条の2第1項の規定により次のとおり申請します。

登 録 の 種 類	① 新規 ・ 2 更新		
※ 登 録 番 号	豊橋市屋外広告業登録 第 号		
※ 登 録 年 月 日	年 月 日		
営 業 所	名 称	本 社	
	所 在 地	〒440-8501 豊橋市〇〇町〇番地 電 話 (0532) 〇〇—〇〇〇〇	
	業務主任者の氏名	豊橋 次郎	
役 員	役 職 名	氏 名	
	代表取締役	豊橋 太郎	
	取 締 役	豊橋 次郎	
	取 締 役	今橋 一郎	
申請者の法定代理人 (未成年者の場合)	氏名（法人の場合は名称及び代表者氏名）		
	住所（法人の場合は事務所の所在地）	〒 ー 電 話 () ー	
法定代理人が法人である場合の役員	役 職 名	氏 名	
他の地方公共団体における登録の状況	登録を受けた地方公共団体名	登録年月日	登録番号
	〇〇県	令和7年5月1日	〇〇県7-〇〇号
	〇〇県	令和6年8月1日	〇〇県6-〇〇号
	〇〇市	令和5年9月5日	〇〇市登録〇〇号

注意 ※印のある欄は、更新の登録申請の場合に記入してください

誓 約 書

申請書の提出日
と同じ日を記入

令和7年 8月 1日

豊橋市長 様

申請者氏名 今橋広告株式会社
(名称及び代表者氏名) 代表取締役 豊橋太郎

申請者は、豊橋市屋外広告物条例第24条の4第1項各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

豊橋市屋外広告物条例（抜粋）

本誓約書はこの内容を確認してから記入

（登録の拒否）

第24条の4 市長は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- (1) 第27条の2第1項の規定により登録を取り消され、その処分の日から2年を経過しない者
- (2) 屋外広告業者（第24条第1項又は第3項の登録を受けて屋外広告業を営む者をいう。以下同じ。）で法人であるものが第27条の2第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその屋外広告業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
- (3) 第27条の2第1項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- (4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (5) 屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
- (6) 法人でその役員のうち第1号から第4号までのいずれかに該当する者があるもの
- (7) 営業所ごとに業務主任者を選任していない者

2 略

（登録の取消し等）

第27条の2 市長は、屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 不正の手段により第24条第1項又は第3項の登録を受けたとき。
- (2) 第24条の4第1項第2号又は第4号から第7号までのいずれかに該当する者となったとき。
- (3) 第24条の5第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反したとき。

2 略

<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> 登録申請者 法人の役員 本人 法定代理人 法定代理人（法人）の役員 </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; text-align: center;"> いずれかを○で囲む </div> </div> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;">の略歴書</p>			
住所	〒440-8501 豊橋市〇〇町〇番地		
	電話 (0532) 〇〇-〇〇〇〇		
氏名	豊橋太郎	生年月日	昭和40年〇月〇日
職歴	期間 (年 月～年 月)	職務内容	勤務先
	令和3年4月～12月	広告物の製作及び設置工事	愛知看板(株)
	令和4年1月～現在	屋外広告業に関する営業及び広告物の設置工事	今橋広告(株)
賞罰	年月日	賞罰の内容	
	令和2年9月10日	〇〇県から令和2年9月10日より3日間の営業停止処分を受ける	
	令和5年2月15日	〇〇県屋外広告美術業協働組合から屋外広告優秀作品賞を受賞	
<p>上記のとおり相違ありません。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 屋外広告業に関する過去に受けた表彰、行政処分、課された刑罰・過料のすべてを記入 </div> <div style="margin-top: 20px; text-align: right;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;"> 申請書の提出日 以前の日を記入 </div> } 令和 7年 7月 30日 </div> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">氏名 豊橋太郎</p>			
注意 「法人の役員 本人 法定代理人 法定代理人（法人）の役員」については、該当するものを○で囲んでください。			

◆ 3 特例屋外広告業の届出に係る手続き

1 届出の申請（新規・更新）

- 提出書類：豊橋市へ特例屋外広告業の届出を行う場合は、下表の書類を提出してください。
- 部 数：1部（副本の返却を希望される場合はコピーを1部追加）
- 申請方法：電子申請、郵送、都市計画課窓口への提出のいずれか
- 手数料：不要

書 類	備 考
○ 特例屋外広告業届出書（様式第24）	※ 記入例P13参照
○ 愛知県の屋外広告業の登録を受けたことを証する書面	
○ 業務主任者の資格を証する書面（次のいずれかのコピー） <ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告士登録証又は合格证 ・屋外広告物講習会修了証 ・公共職業訓練又は認定職業訓練修了証、職業訓練指導員免許証、技能検定合格证（いずれも広告美術科又は広告美術仕上げに係るものに限る） 	
○ 特例屋外広告業届出済証（コピーで可）	※ 更新時のみ

2 届出の申請 (変更)

- 提出書類：届出事項に変更があった場合は、下表の書類を提出してください。
- 部 数：1部 (副本の返却を希望される場合はコピーを1部追加)
- 申請方法：電子申請、郵送、都市計画課窓口への提出のいずれか
- 手数料：不要

書 類	備 考
○ 特例屋外広告業届出事項変更届出書 (様式第27)	
○ 愛知県に屋外広告業の登録事項の変更届を行ったことを証する書類の写し	
○ 業務主任者の資格を証する書面 (次のいずれかのコピー) <ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告士登録証又は合格证 ・屋外広告物講習会修了証 ・公共職業訓練又は認定職業訓練修了証、職業訓練指導員免許証、技能検定合格证 (いずれも広告美術科又は広告美術仕上げに係るものに限る) 	※ 業務主任者を変更したときのみ
○ 特例屋外広告業届出済証	※ 氏名 (法人の場合は、名称又は代表者の氏名) 又は住所を変更した場合

3 廃業等の届出

- 提出書類：特例屋外広告業の廃業等をする場合は、下表の書類を提出してください。
- 部 数：1部 (副本の返却を希望される場合はコピーを1部追加)
- 申請方法：電子申請、郵送、都市計画課窓口への提出のいずれか
- 手数料：不要

書 類	備 考
○ 特例屋外広告業廃業等届出書 (様式第28)	
○ 特例屋外広告業届出済証	

4 記入例

様式第24（第23条関係）

特例屋外広告業届出書

申請書の提出日
を記入

令和 7年 8月 1日

豊橋市長 様

申請者 住 所 〒460-0002
 (所在地) 名古屋市中区丸の内〇丁目1-1
 氏 名 愛知広告株式会社
 (名称及び代表者氏名) 代表取締役 愛知 太郎
 電 話 (052) 〇〇—〇〇〇〇

豊橋市屋外広告物条例第27条の3第3項の規定により次のとおり届け出ます。

届出の種類	① 新規 ・ 2 更新		
※ 届出番号	豊橋市特例屋外広告業届出 第 号		
※ 届出年月日	年 月 日		
営業所	名称	豊橋支店	
	所在地	〒440-8501 豊橋市〇〇町〇番地 電話 (0532) 〇〇—〇〇〇〇	
	業務主任者の氏名	豊橋 太郎	
役員	役職名	氏 名	
	代表取締役	愛知 太郎	
	取締役	愛知 次郎	
届出者の法定代理人 (未成年者の場合)	氏名(法人の場合は名称及び代表者氏名)		
	住所(法人の場合は事務所の所在地)	〒 ー 電話 () ー	
愛知県屋外広告業登録番号及び登録年月日	令和 6年 5月 1日		
	愛知県知事(登-6)第 〇〇〇〇 号		
他の地方公共団体における登録の状況	登録を受けた地方公共団体名	登録年月日	登録番号
	〇〇県	令和7年5月1日	〇〇県7-〇〇号
	〇〇県	令和6年8月1日	〇〇県6-〇〇号
〇〇市	令和5年9月5日	〇〇市登録〇〇号	

注意

- ※印のある欄は、更新の届出の場合に記入してください。
- 以下の全てを記入してください。なお、記入欄が不足する場合は、別紙にして記入してください。
 - ①豊橋市内で営業を行う営業所の全て
 - ②登録者が法人である場合又は未成年者であってその法定代理人が法人である場合は、当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者）の全員
 - ③既に登録を受けている他の全ての地方自治体の状況

屋外広告業の登録制度と申請の手引き

< 令和7年8月版 >

- ◆ 発行：豊橋市 令和7年8月
- ◆ 編集：豊橋市役所 都市計画部 都市計画課
〒440-8501 豊橋市今橋町1番地
TEL：0532-51-2615 FAX：0532-56-5108
E-mail：toshikeikaku@city.toyohashi.lg.jp